

米原市地域防災計画等改定業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度 米防災危第7号 米原市地域防災計画等改定業務

(2) 業務の目的

本業務は、米原市地域防災計画等について、前回の改定以降における関係法令の改正や国および滋賀県の計画等との整合を図るとともに、令和6年能登半島地震をはじめとする近年発生した各種自然災害の教訓や課題を踏まえ、計画内容の見直しを行うものである。

【改正対象計画等】

- ・米原市地域防災計画
- ・米原市業務継続計画
- ・米原市災害時受援計画
- ・避難所開設・運営マニュアル
- ・防災ハザードマップ(洪水、土砂災害、内水、雨水、地震、原子力災害)
- ・広域避難計画(原子力災害)
- ・防災アプリ更新検討計画

(3) 業務内容

米原市地域防災計画等改定業務 特記仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の7日以内から令和9年1月29日まで

(5) 業務に要する費用（見積上限額）

令和7年度 6,500,000円（うち消費税および地方消費税 590,909円）

令和8年度 5,457,000円（うち消費税および地方消費税 496,091円）

総 額 11,957,000円（うち消費税および地方消費税 1,087,000円）

※見積金額は上限額を超えてはならず、超過した場合は失格とする。

2 プロポーザル方式採用理由

本業務は、地域防災計画等の改定業務を委託するものであり、その履行にあたっては、防災対策に関する豊富な実績、専門的な知識、高い技術力および企画力が求められる。このため、受託者の選定に際しては、単に価格のみで評価することは適切でなく、価格以外の要素も含めた総合的な評価に基づく選定を行う必要がある。

そのため、当該業務の受託者選定にあたっては価格のみによる競争では目的を達成できないと判断し、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行うものである。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 米原市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 米原市建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

- エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- オ 銀行取引停止処分がなされている者
- (5) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次のアからカのいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (6) 過去5年間ににおいて、地方公共団体の地域防災計画策定または改定業務および防災ハザーマップ作成業務の受託者として業務を完了した実績があること。

5 質問の受付・回答

本業務に関し質問がある場合は、質問書(様式1)により担当部署へ提出すること。

- (1) 提出期限：令和7年8月8日(金)午後5時まで(必着)
- (2) 提出方法：別添の質問書【様式1】により、郵送、FAXまたはメールにて提出すること。
※電話による質問は不可とする。
- (3) 回答方法：8月13日(水)に市公式ウェブサイトにて公開

6 企画提案書等の作成および提出

本プロポーザルに応募する者は、以下の必要書類を提出し、参加資格の有無について審査を受けるものとする。

(1) 提出書類および提出部数

提出書類	提出部数	
① 公募型プロポーザル参加申込書【様式2】	正本1部	
② 企画提案書【任意様式】		
③ 業務実績調書【様式3-1、3-2】		副本6部
④ 管理技術者・照査技術者の経歴等調書【様式4】		
⑤ 参考見積書【任意様式】		

(2) 提出期限等

- ① 提出期限：令和7年8月21日(木)午後5時まで(必着)
- ② 提出先：米原市役所政策推進部防災危機管理課
- ③ 提出方法：持参または郵送(追跡・配達証明ができる方法)

(3) 提出書類の記入上の留意事項

① 企画提案書【任意様式】

企画提案書は、表紙および目次を含めてA4版横型片面10ページ以内とすること。

なお、正本、副本いずれもカラー印刷で提出すること。

② 業務実績調書【様式3-1、様式3-2】

次のア・イに該当する業務実績を5件以内で記入すること。

なお、記入した業務については、契約書、仕様書の写しなど、業務内容が確認できる資料等を参考資料として添付すること。

ア 地域防災計画策定業務（様式３－１）

過去５年間に地方公共団体の地域防災計画策定または改定業務の受託者として業務を完了した実績があること。

イ 防災ハザードマップ作成業務（様式３－２）

過去５年間（令和２年度から令和６年度）に地方公共団体のハザードマップ（防災マップ）作成業務の受託者として業務を完了した実績があること。

③ 管理技術者・照査技術者の経歴等調書【様式４】

本業務を担当する管理技術者については、技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有する者を配置すること。また、前記①に掲げる業務実績を記入すること。なお、記入した業務については、契約書、配置技術者届出書の写しなど、担当した内容が確認できる資料等を参考資料として添付すること（業務実績調書と業務が重複する場合は、契約書等は省略できるものとする。）。

本業務を担当する照査技術者については、空間情報総括監理技術者の資格を有する者を配置すること。また、前記①に掲げる業務実績を記入すること。なお、記入した業務については、契約書、配置技術者届出書の写しなど、担当した内容が確認できる資料等を参考資料として添付すること（業務実績調書と業務が重複する場合は、契約書等は省略できるものとする。）。

７ 審査概要

当該業務における受託候補者の選定に当たっては、以下によって審査し、選定する。

（１） 受託候補者選定委員会・委員構成

令和７年度 米防災危第７号 米原市地域防災計画等改定業務プロポーザル受託候補者選定委員会（以後、「選定委員会」という。）の設置要領による。

（２） 審査方法

以下ア、イによる。

ア 第１次審査（書類審査）

提出された公募型プロポーザル参加申込書等を基に、事務局で参加資格を審査し、業務提案者を選定する。なお、業務提案者が５者を超える場合は、事務局で参加者の客観評価による第１次審査を実施し、客観評価点の合計が上位５位までの者を選定する。審査結果は、書面により通知する。

第１次審査の評価基準は次のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点
① 参加者の業務実績	実績の種類、件数について評価する。	30
② 管理技術者の業務実績 照査技術者の業務実績	実績の種類、件数について評価する。	10
③ 参考見積金額	予定価格に対する見積率を算出し、１％につき１点（最大点数は10点）とする。 （見積価格÷予定価格）× 100 （小数点以下を四捨五入とする。） 見積率 = 100% - 上記の計算結果	10
計		50

※５位の客観評価点の合計が同点の場合は、参考見積書の金額の低い者を選定する。

イ 第２次審査

（１） 選定委員会において、第１次審査により選定された業務提案者に対し、客観評価および提出された業務提案書等についてのプレゼンテーションおよびヒアリングを実施し、評価

基準に基づく審査を行い、受託候補者 1 者を選定する。併せて、次点受託候補者 1 者を選定する。

(2) 第 2 次審査の評価基準

第 2 次審査の評価基準は次のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点
①実施体制	仕様書に定められた業務を的確かつ迅速に実施するために、経営規模、業務担当者の人数や配置を体制図等により、適切な体制が構築されているか。	10 点
②企業提案内容	ア) 計画の理解度 計画の法的根拠や計画の特徴、社会的背景など基礎的な内容が含まれているか。	10 点
	イ) 業務実施方針 業務全体の実施方針が明確であり、米原市の地域特性や過去の災害対応等を踏まえた具体的な改定方針が示されているか。	15 点
	ウ) 課題整理 米原市の現行計画における課題を整理し、改善の方向性や改定に向けた具体的提案がなされているか。	15 点
	エ) 業務スケジュール 業務の進行スケジュールが現実的かつ合理的であり、全体工程に無理がないか。	10 点
	オ) 独自性・創意工夫 米原市の課題や特性に応じた独自の提案や工夫があり、実施可能性が高いか。	10 点
③資料作成・説明能力	的確で分かりやすい資料を作成し、明確に説明、質疑応答が明確か。	20 点
④見積金額	予定価格に対する見積率を算出し、1%につき1点（最大点数は10点）とする。 $(\text{見積価格} \div \text{予定価格}) \times 100$（小数点以下を四捨五入とする。） 見積率 = 100% - 上記の計算結果	10 点
合計		100 点

(3) プレゼンテーションおよびヒアリング

- ① 開催日時：令和7年9月11日（木）午後2時予定
- ② 開催場所：米原市役所 本庁舎4A会議室
- ③ 実施内容：プレゼンテーションは、業務提案書の記載内容に基づいて行うこと。業務提案書と異なる内容による説明や追加資料の配布は認めない。発表時に会社名、個人名が判別される服装、言動をしないこと。
- ④ 使用機材等：プレゼンテーションの方法は任意とする。パソコン等の機材は参加者で用意すること。なお、プロジェクター、スクリーンについては市で用意する。
- ⑤ 参加人数：プレゼンテーションの参加人数は3人以内とし、本業務の管理技術者は必ず出席すること。また、説明者は管理技術者または担当者とする。
- ⑥ 審査時間：プレゼンテーションの時間は30分以内とし、説明20分、質疑応答10分程度とする。
- ⑦ 審査結果：審査結果を書面により通知する。併せて、市公式ウェブサイトには審査結果を掲載する。なお、審査結果に対する問合せや異議申立ては受け付けない。

8 日程(予定)

項番	手 順	期 限 等
1	公告（案件公表、資料配布）	令和7年8月1日（金）
2	質問受付期限	令和7年8月8日（金）
3	質問回答期限	令和7年8月13日（水）
4	企画提案書等受付締切	令和7年8月21日（木）
5	第1次審査	令和7年9月1日（月）
6	米原市建設工事等契約審査会	令和7年9月1日（月）
7	第1次審査の結果通知	令和7年9月3日（水）予定
8	第2次審査	令和7年9月11日（木）予定
9	第2次審査の結果通知	令和7年9月16日（火）予定
10	契約締結	令和7年9月下旬 予定
11	業務開始	令和7年10月1日（水）予定

9 問合せ先

米原市役所 政策推進部 防災危機管理課

〒521-8501 滋賀県米原市米原1016

電 話 番 号 0749-53-5161 F A X 番 号 0749-53-5149